平成２４年（再口）第６号

山形市花楯１丁目11番14号

再生債務者　佐藤みちよ

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年９月19日まで

平成24年８月29日　　山形地方裁判所民事部

平成２４年（再口）第１号

岡山県倉敷市西坂1342番地480

再生債務者　瀬浪　孝彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月20日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年９月19日まで

平成24年８月29日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２４年（再口）第３８号

大阪市生野区巽南３丁目１番９号

再生債務者　康本展和こと　康　　展和

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年９月25日まで

平成24年８月28日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再口）第３号

青森市大字大野字若宮168番地14

再生債務者　天内　輝光

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年９月26日まで

平成24年８月29日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再口）第３号

神戸市西区今寺30番地の11

再生債務者　寺西　悦男

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年10月１日まで

平成24年８月29日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２４年（再口）第２号

愛媛県松山市姫原１丁目２番38号　ヴァンヴェール・ヴォルジュ206号

再生債務者　埜下　朋亮

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成24年８月27日　　松山地方裁判所民事部

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のデータ復旧サービス事業およびｅＬａｗ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年一月二十四日

掲載頁　六十四頁（号外第十五号）

平成二十四年九月六日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号虎ノ門四十五ＭＴビル五階

（甲）ＡＯＳリーガルテック株式会社

代表取締役社長　佐々木隆仁

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号虎ノ門四十五ＭＴビル五階

（乙）ＡＯＳテクノロジーズ株式会社

代表取締役社長　佐々木隆仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年九月六日

東京都板橋区前野町四丁目一二番三の四〇九

有限会社クラウド・クッカー・ランド

代表取締役　伏島　和雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十月中旬に開催予定の臨時株主総会において行使できる株主と定めましたので、公告します。

平成二十四年九月六日

東京都港区北青山三丁目三番五号東京建物青山ビル三階

株式会社ＫＮＴＶ

代表取締役　趙　成奎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年九月六日

静岡県静岡市駿河区南町一八番一号

株式会社富士データシステム

代表取締役　齋藤　芳久

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＮＰＧホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十四年十月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月六日

奈良市南京終町二丁目二六九番地

奈良トヨペット株式会社

代表取締役　菊池武之祐

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本に住所がある全ての日本における代表者である猫宮恵一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年九月六日

札幌市北区北六条西六丁目二番地二四

ＰＴ．ＯＭＥＧＡ　ＴＥＫＮＯ

日本における代表者　猫宮　恵一

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年九月六日

東京都板橋区前野町四丁目一二番三の四〇九

有限会社クラウド・クッカー・ランド

代表取締役　伏島　和雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年九月二十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十月中旬に開催予定の臨時株主総会において行使できる株主と定めましたので、公告します。

平成二十四年九月六日

東京都港区北青山三丁目三番五号東京建物青山ビル三階

株式会社ＫＮＴＶ

代表取締役　趙　成奎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年九月六日

静岡県静岡市駿河区南町一八番一号

株式会社富士データシステム

代表取締役　齋藤　芳久

株式移転につき株券等提出公告

当社は、ＮＰＧホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十四年十月九日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年九月六日

奈良市南京終町二丁目二六九番地

奈良トヨペット株式会社

代表取締役　菊池武之祐

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本に住所がある全ての日本における代表者である猫宮恵一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年九月六日

札幌市北区北六条西六丁目二番地二四

ＰＴ．ＯＭＥＧＡ　ＴＥＫＮＯ

日本における代表者　猫宮　恵一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の日本に住所がある全ての日本における代表者である猫宮恵一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年九月六日

札幌市北区北六条西六丁目二番地二四

ＰＴ．ＯＭＥＧＡ　ＴＥＫＮＯ

日本における代表者　猫宮　恵一

限定承認公告

本籍埼玉県入間市豊岡二丁目九番、最後の住所埼玉県入間市春日町二丁目一四番八―一〇四号

被相続人亡　茂　克己

右被相続人は平成二十三年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二十二日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

埼玉県入間市春日町二丁目一四番八―五

相続財産管理人　茂　清礼奈

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住之江区新北島四丁目一番、最後の住所大阪府堺市堺区材木町東四丁一番四二号

被相続人亡　友重　秀士

右被相続人は平成二十四年四月二十二日死亡し、その相続人は平成二十四年七月十七日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

大阪府堺市堺区一条通二〇番五号銀泉堺東ビル六階

相続財産管理人　友重多鶴

代理人弁護士　村田　浩治

正　　誤

二原稿本国に帰化を許可する件）（平成二十四年七月三十日法務省告示第三百七号）の一部（ページ：一段目から二段目まで）を削除する。

ページ：二段目一行目から三行目までを削除

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五四四　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294

定価　本号一ヵ月二、五六八円（本体二、三一〇円）　部二三六円（本体一一三円）　送料（配）一三〇円（別）

第三種郵便物認可　明治三十五年三月三十一日

◉号外・政府調達第一七五号四八ページ　◉官報郵送料金のお知らせ　九五号四八ページ　八月分（月極一〇〇〇円）